

# 仕 様 書

規 格	A重油 日本産業規格K 2 2 0 5 重油に規定するもののうち 1種1号に限る。
購入予定数量	契約締結日から令和9年3月31日まで36,000リットル (注) 予定数量はあくまで見込みであり、保証するものではありません。
支払方法	代金の支払いは1か月毎の精算払いとし、納入者は、月の初めから 末日までに給油した重油の総量を、山形県立鳥海学園長あて月毎に請 求する。山形県立鳥海学園長は、請求書受理日から30日以内に指定 の口座に請求金額を支払う。
そ の 他	変更契約の協議に関しては、次のとおりとする。(価格は税抜。)  (1) 契約締結時(変更契約がある場合は直近の変更契約締結時)の 指標価格(山形県会計局会計課におけるA重油契約単価をいう。 以下同じ。)と新たに通知された指標価格に2円以上の変動があっ た場合は、受注者または発注者から協議の申し出を行うことがで きる。  (2) 変更契約額(増減額)は、契約締結時(変更契約がある場合は 直近の変更契約締結時)の指標価格と新たに通知された指標価格 の価格差額とし、変更契約額(増減額)の算定においては小数点 以下第2位を四捨五入するものとする。  (3) 契約締結時の指標価格と契約額の価格差は、変更時の指標価格 と変更後契約額の価格差においても維持することとし、同額(端数 処理による誤差を除く。)とする。  (4) (1)から(3)の基準によりがたい特別の事情がある場合は、別に 協議を行うものとする。